### 主 文

### 本件上告を棄却する。

### 理 由

弁護人山根晃の上告趣意は、憲法一五条一項、二一条違反を主張するが、公職選挙法一四二条の規定が、憲法の右各条項に違反しないことは、当裁判所大法廷判例 (昭和三七年(あ)第八九九号同三九年一一月一八日判決、刑集一八巻九号五六一頁)の趣旨に徴して明らかであるから、所論違憲の主張は理由がない。

よつて、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

# 昭和四四年六月二四日

## 最高裁判所第三小法廷

美	義	村	飯	裁判長裁判官
郎	=	中	田	裁判官
郎	Ξ	村	下	裁判官
<b>太</b> 隹	正	本	松	裁判官
郷	/\	根	関	裁判官